

復旧・復興計画編

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 公共施設等の災害復旧事業

第1節 災害復旧事業計画の策定

1 基本方針

被災した公共施設については、災害応急対策による応急復旧の終了後、被災施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するため、被害の程度を検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じて適切な災害復旧事業計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業計画の策定に関すること。

3 復旧事業計画の対象

災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。

分 野	主な事業項目
公共土木施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 砂防事業
都市施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 街路、都市排水施設の復旧事業 堆積土砂排除事業、湛水排除事業
公営住宅の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の補修、建設事業
農林漁業施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設、林道、漁業用施設等の復旧事業 共同利用施設の復旧事業 天災融資の特例措置 森林組合の堆積土砂排除事業、土地改良区の湛水排除事業 森林災害復旧事業、治山事業、地滑り対策事業
厚生施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関の復旧事業 感染症予防事業 医療施設、廃棄物処理施設の復旧事業 災害廃棄物処理事業 水道復旧事業
文教施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設、公立社会教育施設、私立学校施設の復旧事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設復旧事業 水防資材の復旧事業 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置 事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助等

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

1 基本方針

法律等により国が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助する災害復旧事業について、その事業費の決定に当たっては、主務大臣が県知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき行うこととしている。

このため、関係各局は災害復旧事業の計画及び実施に当たっては、関係法令の定めるところにより資料の収集・作成、実地調査等に十分配慮し、災害復旧事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業の実施等に関すること。
関 係 機 関	関 係 機 関	—	災害復旧事業の実施支援等に関すること。

3 法律等により国が負担又は補助する事業

国が全部又は一部を負担し、又は補助をする法律等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年建設省都市局長通達第194号）
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) 災害時における廃家電製品の取扱いについて（平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知第398号）

第3節 激甚災害の災害復旧事業

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受けるよう手続を行い、指定後は、激甚法に基づき災害復旧事業を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	激甚法による指定手続及び復旧事業の実施等に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	激甚法による指定手続及び復旧事業の実施支援等に関すること。

3 激甚災害の指定の手続

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、激甚法に基づき、政令でその災害を「激甚災害」として指定する。

指定に当たっては、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき判断され、中央防災会議への諮問・答申、閣議決定を経て、政令が公布・施行される。

4 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。県知事は、激甚災害に関する調査及び資料の作成を行い内閣総理大臣に報告する。

5 特別財政援助の交付に係る手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県担当部局に提出し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

6 激甚法に定める事業

(1) 激甚法に定める財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小事業者に関する特別の助成
- エ その他の特別の財政援助及び助成

(2) 上記以外の復旧事業においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行に当たっては、次の資料を可能な限り確保するものとする。

- ア 被災状況のわかる写真
- イ 設計書・工事図面等
- ウ 工事写真
- エ 完成写真
- オ その他復旧事業の概要を把握できる資料

第2章 被災者への生活支援

第1節 罹災証明書等の発行

1 基本方針

罹災証明書及び罹災届出証明書は、災害救助法による各種施策や市税等の減免・徴収猶予措置、各種保険の請求等を行うに当たって必要とされるため、早期かつ適切に発行する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く。）に関すること。
	財 政 局	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く。）に関すること。
	消 防 局	▲	罹災証明書の発行（火災に限る。）に関すること。

3 罹災証明書等の対象

罹災証明書は、建物被害について証明を行う。建物以外の被害は、必要に応じて罹災届出証明書を発行するなどの対応を行う。

4 罹災証明書等の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書は、その対象となる建物等の所有者、占有者等の申請により、財政局による被害調査の結果や申請者が撮影した写真等に基づき、区役所が発行（発行状況の整理については市民局）する。なお、火災による罹災証明書は、消防局による火災調査の結果に基づき、消防局が発行する。

(1) 申請及び発行窓口

罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター（橋本まちづくりセンター、中央6地区まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く。）、出張所とする。ただし、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。

(2) 申請方法

申請は、原則として窓口で直接行うものとする。なお、災害による負傷等のため直接申請できない場合は、郵送等による申請を受け付ける。

(3) 再調査の申出

ア 被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合に再調査を申し出ることができるものとし、申出は罹災証明書の申請及び発行窓口で受け付ける。

イ 財政局は、再調査の申出があった建物に対し、原則として申出者が立会いの下、速やかに再調査を行い、申出を受け付けた部署が財政局からの再調査結果の報告を受け、申出者にその結果を示す。

5 罹災証明書等の発行に関する広報

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、広報紙、防災行政用同報無線（ひばり放送）等により周知する。

第2節 義援金・義援品の受領配分

1 基本方針

市及び関係機関は、寄せられた義援金品を受け付けて、迅速、確実かつ適正に被災者に配分するよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	会 計 課	▲	義援金の管理に関すること。
	健 康 福 祉 局（生活福祉部）	▲	義援金の受領・配分に関すること。
	環 境 経 済 局	▲	義援品の受領・配分に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	義援金の配分等に関すること。
	関 係 団 体	—	義援金品の受領配分への協力に関すること。

3 義援金の受領・配分計画

(1) 義援金の受付及び管理

健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、会計課が管理する口座に速やかに入金する。

(2) 義援金の配分計画

ア 県が、市及び日本赤十字社等の関係団体を構成員とする義援金配分委員会を設置した場合は、市が保管する義援金は、県の義援金配分委員会に送付する。ただし、寄託者が使途を明確にしたものについては、この限りではない。

イ 健康福祉局は、必要に応じて関係団体を構成員とする市の義援金配分委員会を設置し、次の事項を審議、決定する。

(ア) 義援金の配分計画の策定

(イ) 義援金の受付・配分に係る広報活動

(ウ) その他、義援金に関する必要事項

(3) 義援金の配分

健康福祉局は、県又は市が設置した義援金配分委員会が決定した配分計画に基づき義援金を配分する。

4 義援品の受領・配分計画

(1) 義援品の受付

環境経済局は、他都市等から拠出された義援品について、あらかじめ指定された場所で受け付ける。

(2) 義援品の集積・配送

環境経済局は、義援品について、災害の状況等を勘案し、救援物資受入れ拠点で集積・配送を行う。

<救援物資受入れ拠点の主な役割>

拠点名		主な役割
地域内 輸送拠点 ^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	
	G L P アルファリンク相模原	
市立勤労者総合福祉センター (サン・エールさがみはら)		○調達した物資の集積配送
市立北相中学校体育館		
市体育館		○救援物資、義援品の保管 (補助)

(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点(国等から供給される物資を受け入れる拠点)から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

(3) 義援品等の配分計画

環境経済局は、健康福祉局と連携し、生活必需物資供給対策と併せて義援品の活用を図る。

(4) 義援品受付の留意事項

個人等から寄せられる義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから、原則として受け付けないものとする。環境経済局は、災害時に市ホームページ等を活用してその旨を広く周知する。

5 関係団体との協力

環境経済局及び健康福祉局は、義援金品の受領・配分について、県、日本赤十字社等の関係団体と連携を図り、相互に協力する。

第3節 被災者への経済的支援

1 基本方針

市、県及び関係機関等は、被災者への経済的支援として、関係法令等に基づき、災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の支給を行うとともに、災害援護資金や住宅復興資金の貸付け等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（生活福祉部）	▲	災害弔慰金等の支給、被災者生活再建支援金の窓口業務、災害援護資金の貸付け等に関すること。
関 係 機 関	県 社 会 福 祉 協 議 会	—	生活福祉資金の貸付けに関すること。
	神 奈 川 県	—	被災者生活再建支援金の支給に関すること。

3 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

県から委託を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

健康福祉局は、この被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

(4) 災害見舞金の支給

健康福祉局は、相模原市小災害見舞金支給要綱（昭和40年4月）に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を支給する。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金を支給しないことができる。

4 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付け

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付けを行う。

5 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、大規模災害により住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設、購入、補修、移転及びそれに伴う宅地の整備、土地の購入、借地権の取得を行うのに必要な災害復興住宅資金の融資を行うことができる。

市は、被災者に対し、この融資制度に関する情報提供を行う。

◆ 資料編参照

※10 被災者支援

※24-3 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
（（独）住宅金融支援機構）

第4節 被災者台帳の整備

1 基本方針

罹災証明書及び罹災届出証明書発行や義援金の支給等の被災者支援業務を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を集約した被災者台帳を整備する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く。）に関する事。
	財 政 局		罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く。）に関する事。
	健康福祉局（生活福祉部）		義援金及び支援金等に関する事。
	都 市 建 設 局 （まちづくり推進部）		応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定に関する事。
	危 機 管 理 局		被災者支援システムの管理に関する事。
	関 係 各 局		罹災証明書及び罹災届出証明書、被害認定調査及び義援金等の応援等に関する事。

3 被災者支援システムの活用

被災者台帳の整備に当たっては、関係各局に配備された被災者支援システムを活用する。

被災者支援業務を行う関係各局が、個々の被災者について、それぞれの業務にかかる情報を同システムに入力し、被災状況全般についての共有化、一元化を図ることで、総合的な被災者支援を効率的に実施する。

第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策

1 基本方針

被災者の生活再建に著しい支障を及ぼしている私有宅地内に流入した土石、竹木等（以下、「宅地内堆積土砂混じりがれき」という。）について、宅地所有者が自力で撤去が困難な場合、または道路への二次災害など公益上の支障を及ぼすおそれがある場合、災害救助法に基づき市長が撤去を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。
		▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。
	財 政 局	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。
	環 境 経 済 局	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。
関 係 機 関	（一社）相模原市建設業協会	—	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去

(1) 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行う場合

ア 原則

災害により、土石流等を原因として流れ出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、原則として、宅地所有者等において撤去する。

イ 市が行う場合

市災害対策本部で把握した被災地区の被災状況や、防災関係機関の意見及び周囲の状況等を考慮した上で、「1 基本方針」に従い市が撤去する。

(2) 実施機関

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去は、都市建設局が行う。

(3) 宅地内堆積土砂混じりがれき撤去の実施

撤去に当たっては、被災状況に応じてその都度実施要綱を作成し、その要綱に基づき法面崩落等の二次被害に遭わないよう、関係機関と連携しながら、作業員等の安全を十分に確保した上で実施する。

ア 広報

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去申請に関する情報は、広報紙、防災メール等により周知する。

イ 私有宅地等の所有者による申請

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を希望する者は、撤去申請書により申請を行う。

ウ 職員による現地確認及び審査

申請書受付後、撤去対象の私有宅地の詳細な被害状況を把握するために、職員による現地確認を行い、把握した被害状況等をもとに申請内容の審査を行う。

エ 撤去の実施

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行うこととした場合は、関係機関と連携して撤去を実施する。

4 仮置場の確保

財政局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場を（総則・予防計画編第2款第5章第9節「4 災害時における土地利用に関する事前対策」予一78参照）に基づき、迅速に確保する。

5 撤去した廃棄物の処分

環境経済局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきを（地震災害対策計画編第1款「第10章 清掃対策」地一80及び風水害等対策計画編第1款「第10章 清掃対策」風一94参照）に基づき、迅速に処分する。

6 ボランティアとの連携

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に当たっては、災害ボランティアセンターと連携して事業の速やかな実施に努める。

◆ 資料編参照

- ※10-2 相模原市令和元年台風第19号に係る宅地内堆積土砂混じりがれき撤去事業実施要綱
- ※15-7 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書
（(一社)神奈川県建設業協会）
- ※15-15 災害時における応援に関する協定（相模原造園協同組合）
- ※15-18 災害時における応援に関する協定・協定細則（(一社)相模原市建設業協会）
- ※15-19 災害時における応援に関する協定書・協定細則
（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興体制の確立

1 基本方針

大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。

そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行い、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画を策定する。

なお、復興体制の確立及び復興計画の策定に当たっては、『災害復興計画策定マニュアル』に基づき行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	▲	復興本部の設置・運営に関すること。 復興計画の策定に関すること。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	▲	被災状況調査、復興本部での活動に関すること。 復興整備事業の調整に関すること。
	関 係 各 局	▲	被災状況調査、復興本部での活動に関すること。 復興整備事業及びその他復興に必要な事業の実施に関すること。
関 係 機 関	関 係 機 関	—	被災状況調査の報告・支援に関すること。

3 復興計画のための被災状況調査

関係各局は、復興計画を策定するために、その事業対象地域の被災状況について、次のような項目を把握する。

- (1) 市街地復興に係る調査
建築物等の被災状況、特定の復興地区に関する従前の土地利用状況等
- (2) 生活再建支援に係る調査
罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況、離職者数等
- (3) 地域経済の復興に係る調査
工場及び商店街、産業基盤施設等の物的被害状況、業種別被害額、事業停止期間、地域経済への影響等
- (4) 復興モニタリング
復興対策や事業の修正の必要性等を検討するための復興状況の調査

4 復興計画の策定

被災状況等から、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、復興整備事業及び復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業の実施等を行うため、復興計画を策定する。

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。

復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また、関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。

なお、特定被災市とならない場合であっても、被害の影響、態様、その他の状況から、市民の生活再建や地域経済の復興など、被災地域の円滑、迅速な復興支援が必要な場合もあることから、「相模原市災害復興計画策定マニュアル」を活用し、関係各局の役割に基づき復興事業を担当する。

(1) 復興計画の策定

市長公室は、市民の理解の下に都市将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう、復興計画を策定する。

復興計画で規定すべき事項は、次のとおりである。

なお、都市復興、産業復興など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定し、相互の整合性を確保する。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 人口の現状及び将来の見通し、土地利用に関する基本方針及びその復興に関して基本となるべき事項

エ 復興計画の目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）

オ 復興整備事業と一体となって効果を増大させるために必要な事業またはその他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関する必要な事項

(2) 計画策定のプロセス

復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。

災害復興本部では、市としての方針を定め、学識経験者、市民の意見反映、庁内各局、県、国等との調整に基づき、復興計画の策定を行う。

なお、復興計画を策定していく過程においては、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。

また、市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。

5 他自治体からの派遣職員の活用

総務局は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるために他自治体からの中長期の職員派遣が必要な場合は、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣制度」や、「復旧・復興支援技術職員制度」の活用を図る。

第2節 市街地・都市基盤施設の復興

1 基本方針

大規模な災害により市街地に甚大な被害が発生した場合、被災市街地復興特別措置法に基づき、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。

また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合には、市が策定する復興計画に即した復興を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	▲	市街地、都市基盤施設の復興に関する総合調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	市街地、都市基盤施設の各種復興及び支援対策に関すること。
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 市街地の復興

(1) 市街地復興の流れ

都市建設局は、市街地の復興に関して、おおむね次の流れで実施する。

- ア 建築制限の実施
- イ 都市復興基本方針の策定
- ウ 復興対象地区の設定
- エ 都市復興基本計画の策定・事業の実施
- オ 地区計画等の作成支援

(2) 防災都市づくり

都市建設局及び県は、市街地の整備改善に際して、市民の合意形成に努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、都市計画マスタープランの方針を踏まえた良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 都市基盤施設の復興

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するという本格的な復興の3つの段階に分けられる。

市及び関係機関等は、次の都市基盤施設の整備について、防災に関わるそれぞれの方針等を踏まえた復旧・復興を行う。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園及び河川等の骨格的都市基盤の整備
- (2) 防災安全街区の整備
- (3) ライフラインの地中化等の耐震性の強化
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

第3節 生活再建・地域経済の復興支援

1 基本方針

大規模災害が発生した場合は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みを構築することに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳を活用した一人ひとりに寄り添った個別の支援を行う。

また、復興計画を策定した場合は、復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	復興に必要な事業の実施に関する事 地域住民の生活及び地域経済の再建に資 する事業の実施に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活再建、地域経済の各種復興及び支援対 策に関する事。
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 生活再建支援

関係各局は、被災者の生活再建支援のために、関係機関・団体と連携して次のような施策を検討又は実施する。また、施策の実施に当たっては、個別訪問による実態調査等を通じ、被災者一人ひとりの置かれた状況に応じて、住まい、就労、心のケア等の幅広い分野にわたる実効性のある支援をきめ細やかに行うよう努める。

(1) 住宅・宅地を失った人に対する支援

関係各局及び県は、住宅復興に関する情報提供、自己再建の支援、災害公営住宅の供給等を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(2) 雇用を失った人に対する支援

県は、国・労働関係団体等と連携して雇用対策を実施し、市は、雇用対策に関する情報提供を行う。

(3) 被災者への経済的再建支援

関係各局及び県は、前述した災害弔慰金の支給等のほかに、税や保険料、公共料金・使用料等の納期の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(4) 精神的支援

健康福祉局及び県は、被災者の精神保健活動支援のため、訪問相談や地域拠点の設置等を行う。

(5) 災害時要援護者を対象とした支援

健康福祉局、市民局及び県は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施するとともに、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報や、罹災証明書、就労、労働、住宅等に関する相談、帰国手続に関する相談等、必要な各種支援を行う。

4 地域経済の復興支援

関係各局は、経済基盤が脆弱^{ぜいじゃく}な中小事業者等の自立支援、地域経済全体の活性化の支援等を行うために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 個々の事業者を対象とした施策

- ア 被災中小事業者や農林業者への公的融資制度の紹介など総合相談体制の整備（環境経済局）
- イ 金融・税制面での各種支援（財政局、環境経済局）
- ウ 仮設賃貸工場の設置、仮設店舗の建設補助など事業の場の確保（環境経済局）
- エ 農林業施設の災害復旧事業等の推進（環境経済局）
- オ 既存融資制度の活用促進（環境経済局）
- カ 物流ルートに関する情報提供（環境経済局）

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策

- ア 被災地全体を対象としたイベント実施やプロジェクト誘致（市長公室、環境経済局）
- イ 観光・地場産業の広報活動（市長公室、環境経済局）
- ウ 地域特性に応じた新産業の創出・育成（環境経済局）
- エ 既存産業の高度化促進（環境経済局）

